

2008年7月30日

分権改革推進本部 第3回本部会議 申し合わせ

分権改革推進本部は、本日、第3回本部会議を開催し、「関西広域連合（仮称）」の設立について意見交換を行い、下記の通り申し合わせた。

記

- 1 関西の総力を結集して自主・自立の関西を実現するため、「関西広域連合」（仮称、以下同じ。）の設立に向けて、骨格案を踏まえつつ、これまでの検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することを基本合意する。
- 2 今後、各府県、政令市は、骨格案を踏まえつつ議会との協議や市町村、住民の理解促進を図るとともに、これらの意見を踏まえつつ、分権改革推進本部において、規約、実事業、組織・財政等の具体的制度設計を進める。
- 3 2009年度以降のできるだけ早い時期の「関西広域連合」設立を目指し、各府県、政令市は、今後の制度設計を踏まえ、議会との協議を経て、参加について判断する。

以上

（福井県、三重県 留保）

)

(

(

「関西広域連合（仮称）」の設立に向けて（骨格案）

～ 自主・自立の関西の実現 ～

関西は、古来より日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、関西の強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

こうした流れを断ち切るために、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。そのため、これを実現する具体的な手段として関西広域連合（仮称）の早期設立をめざす。

1 設立のねらい

(1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、未だ課題が山積し、実現への道のりが遠い広域行政主体としての道州制をただ待つのではなく、国の内政に関する事務のうち、圏域の振興を関西自らが担っていくために必要なものを処理することを目的として、現行の府県制のもとで実現可能な広域連合を設立し、地方から広域行政のあり方を提案して地方分権改革の突破口を開く。

（効果）

- ・ 国の地方支分部局の廃止による権限移譲の受け皿を備えることにより、地方への権限移譲が推進される。
- ・ 地方公共団体である広域連合が国から移譲を受けて実施する事務を住民監視のもとで自己決定、自己責任により実施することができる。

(2) 関西における広域行政を展開する（関西が一丸となった推進体制づくり）

東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光、関西全体の産業政策の推進、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策のほか、関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一元管理・整備などをめざして、基礎自治体とも連携を図りつつ、関西が一丸となって広域行政を展開する。

（効果）

- ・ 東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備、広域的な救急医療連携の充実などを通じて住民の安全・安心が高まる。
- ・ 関西の観光資源の連携による観光客誘致、関西全体をにらんだ戦略的な産業振興施策の実施などを通じて地域が活性化する。
- ・ 交通・物流基盤の一元管理などにより、効率的運営が図られ、国際競争力が向上するとともに、利用者の利便性が向上する。

(3) 国と地方の二重行政を解消する（国の方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政環境が厳しさを増すなか、府県・政令市それぞれの個性や資源を効率的に活用するとともに、広域連合制度の最大のメリットである地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受け入れることで国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換をめざす。

（効果）

- ・ 国と地方それが担ってきた中小企業育成などの事務を地方において一元的に処理することにより、当該事務に関する権限と責任の所在が明確になる。
- ・ 一元的な事務処理を通じて効率的な執行が可能になる。

2 基本方針

(1) まず一步を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、防災分野の人材育成、関西地区地域限定通訳案内士制度の創設など、早期に実施可能な事務から順次取り組む。

(2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各府県・政令市に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域的な救急医療連携のしくみづくりなどの住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

(3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

広域連合の早期設立とより多くの自治体の参加を目標とする。ただし、各府県・政令市には様々な事情があるほか、府県と政令市では、所掌事務及び権限の範囲が異なることから、広域連合設立後の新規参加、事務ごとの部分参加及び参加する事務の段階的拡充のほか、広域連合の構成自治体に準ずる団体の参画も可能となる柔軟なしくみを構築する。

(4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

関西広域機構等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立をめざす。

また、広域連合の設立によって、各府県、政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないよう留意する。

(5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の「第1フェーズ」から取り組む広域防災、広域観光・文化振興、広域産業・科学技術振興、広域医療連携、資格試験・免許等の取組の蓄積を踏まえ、「第2フェーズ」においては、第1フェーズの事務の拡充や新たな分野として広域環境対策、広域交通・物流基盤整備などを候補として取り組む。

さらに、「第3フェーズ」として、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するなど、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

(6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

関西広域機構等が現在担っている事務のうち、広域連合で実施した方が効果的・効率的であるもの等については広域連合への移管を進める。

また、広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業のしくみを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

3 処理する事務の考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

（広域連合で処理する事務のメルクマール）

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

4 当面処理する事務（第1フェーズ）

(1) 広域防災

東南海・南海地震等の発生に備え関西全域の防災力を高めるため、関西全体で取り組むべき方針・ルールを盛り込んだ「関西広域防災計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西広域防災計画」の策定
- 広域的な相互応援体制強化の支援
- 府県を越える広域的な合同防災訓練の実施
- 防災分野の人材育成
- 広域防災に関する調査研究
 - ・ 広域的分担備蓄の実施 など



(効果)

- 各府県・政令市の防災対策を補完する体制が構築され、住民の安心感が高まる。
- 防災・危機管理協議会や関西広域機構防災部会などの既存の組織を集約化することで、事務局持ち回りによる各府県の事務負担の偏重解消やノウハウの蓄積による専門性の向上が図られる。

(2) 広域観光・文化振興

関西各地を観光する訪日外国人観光客等の利便性向上のため、関西地区地域限定通訳案内士制度の創設等を盛り込んだ「関西広域観光・文化振興計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西広域観光・文化振興計画」の策定
- 「関西地区地域限定通訳案内士制度」の創設、試験実施、登録等
- 「通訳案内士」(全国)の登録、指導
- 関西国際空港内の観光案内所の設置・運営
- 広域観光・文化振興に関する調査研究
 - ・ 関西全域を対象とする観光統計調査 など



(効果)

- 関西各地で個別に行われている観光・文化振興の取組を広域的に支えることにより、関西全体の魅力アップにつながる。

(3) 広域産業・科学技術振興

関西の公設試験研究機関等の相互連携や地域資源の活性化、企業誘致・プロモーション活動の共同化等の調査・実施を盛り込んだ「関西広域産業・科学技術振興計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西広域産業・科学技術振興計画」の策定
- 公設試験研究機関間のネットワーク形成を通じた情報提供、設備更新の連携、人材交流
- 下請取引適正化施策等の共同化
- 地域資源の活性化のための共同施策
- 企業誘致・プロモーションの補完・連携、海外拠点の設置 など



(効果)

- 関西各地で個別に行われている産業・科学技術振興の取組を広域的に支えることにより、関西全体の競争力向上につながる。

(4) 広域医療連携

関西における広域的な救急医療連携のあり方、ドクターへリの運航などを盛り込んだ「関西広域救急医療連携計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西広域救急医療連携計画」の策定
- 関西全体における広域的な救急医療連携の推進
 - ・ 広域的な救急搬送体制の検討
 - ・ 関西におけるドクターへリの効率的な配置・運航方法
 - ・ 北近畿におけるドクターへリの運航 など



(効果)

- 広域的な救急医療連携のしくみが具体化され、重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。
- 関西全体として効率的なドクターへリの配置が実現されること等により、住民の安心感が高まる。

(5) 資格試験・免許等

府県毎に実施している調理師試験等を共同実施し、事務の効率化を図るために、「関西資格試験・免許等実施計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西資格試験・免許等実施計画」の策定
- 調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験等
- 調理師、製菓衛生師、准看護師の登録、取消等 など



(効果)

- 広域的な視点から、最適な試験実施体制の確保や職員の専門性等が図られる。
- 事務コストの圧縮が図られる（受験者への還元も検討）。

(注) 「広域地球環境・自然環境保全」に関する事務について、第1フェーズから実施するべきとの意見がある。

○ 広域地球環境・自然環境保全

府県を越えた鳥獣保護に関する計画策定、事務の共同化及び特定外来生物の基礎生態調査、駆除活動等を盛り込んだ「関西広域地球環境・自然環境保全計画」を定めるとともに、同計画に基づく事務を実施する。

(検討中の事務)

- 「関西広域地球環境・自然環境保全計画」の策定
- 府県を越えた鳥獣保護に関する計画策定及び事務の共同化
- 特定外来生物の基礎生態調査、駆除活動等 など



(効果)

- 地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス削減のための環境行動を広く促すことができる。
- 広域的な視点から野生動物の保護管理を行うことにより、府県域を越える生息地管理、個体数管理、被害管理体制が充実・強化される。

5 組織

(1) 基本的な考え方

ア 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成自治体の多様な意見を的確に反映するため、「広域連合委員会」を導入する。なお、構成自治体に準ずる団体の長の参画を検討する。

イ 官民連携のしくみの活用（広域連合協議会の設置）

広域連合が担う事務に関する機関や有識者で構成する「広域連合協議会」を設置し、広域連合の運営等に対する建議及び広域連合が担う事務事業の推進に当たつての関係機関との調整を行う。

ウ 簡素で効率的な事務局組織

関西広域機構が担う事務との連携を図る必要があるため、広域連合の事務局を同機構事務局と一体的に設置し、簡素で効率的な組織とする。

(2) 主要組織のあり方

ア 広域連合委員会（任意）

| 内 容 | |
|------------------|---|
| 機能 | 広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を決定するに当たり、広域連合代表者（広域連合長）が行う意思決定に構成自治体の多様な意見を反映させる。 |
| 構成員 | 構成自治体の長とする。 また、構成自治体に準ずる団体の長の参画を検討する。 |
| 委員長（広域連合長）及び担当委員 | 委員の互選により選出するものとし、地方自治法上の「広域連合長」として位置づける。 委員長（広域連合長）は、広域連合を代表し広域連合の事務を総括する。 また、事業分野毎に担当委員を設け、当該担当委員がそれぞれの分野の事務を総括する。 |

イ 広域連合議会（必置）

構成自治体の議会関係者と協議し、詳細な内容を検討する。

| 内 容 | |
|----------|--|
| 機能 | 広域連合議会の議決を要する事項（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）及び広域連合の運営に関する重要な事項を審議する。 |
| 議員選出方法 | 議員は、構成自治体の議会において選挙する。被選挙人は、構成自治体の議員を基本に検討する。 なお、総議員定数及び構成自治体ごとの定数配分については今後検討する。 |
| 常任委員会の設置 | 審議を専門的・効率的に行うため、必要に応じて総括常任委員会及び各事務を所管する常任委員会を設置する。 |

ウ 広域連合協議会（任意）

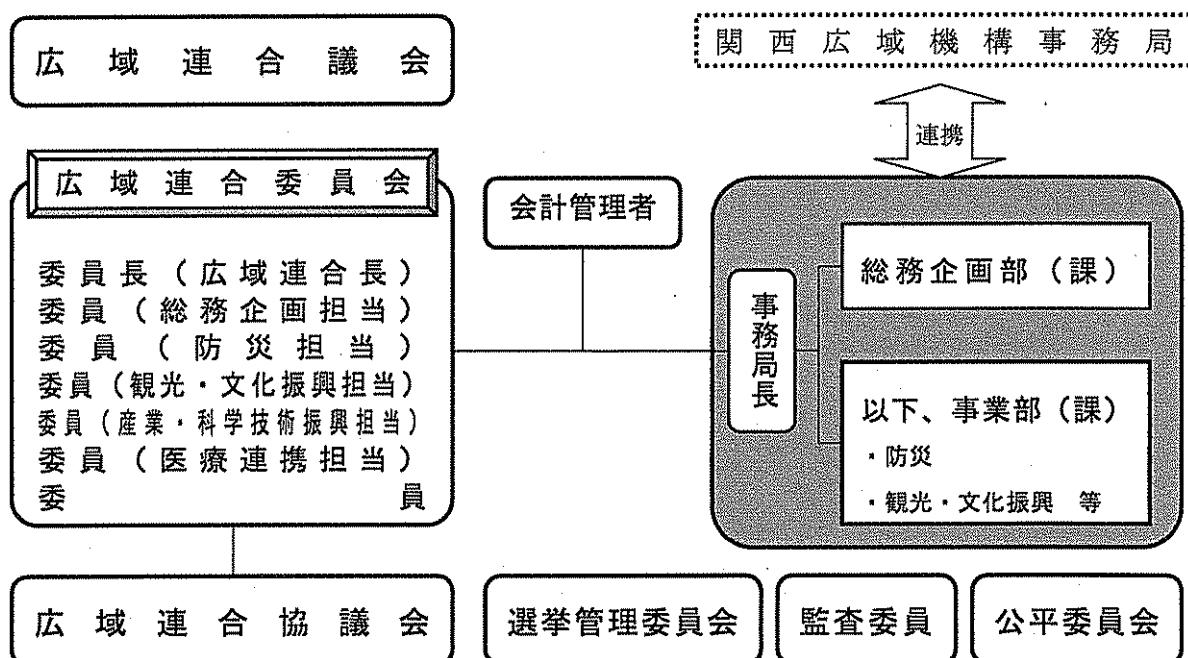
| 内 容 | |
|-----|--|
| 機能 | 広域連合の運営等に対して建議（諮問機関的機能）するとともに、広域連合の事業を推進するに当たり、広く関係機関との意見交換を行う（意見調整機関的機能）。 |
| 構成員 | 広域連合長、市長会・町村会関係者、経済団体代表、学識者のほか、国の地方支分部局の長などの参画も検討する。 また、必要に応じて部会の設置も検討する。 |
| 会長 | 協議会構成員の互選により決定する。 |

工 事務局

関西広域機構が担う事務と密接な連携を図る必要があることから、広域連合の事務局を関西広域機構事務局と一体的に設置し、併せて広域連合を構成する府県・政令市が分担して、広域連合の事務局を支援するしくみを検討する。

また、将来的には、広域連合が扱う事務が拡大することから、事務分野毎に事業本部を設置し、広域連合に参加する自治体の長を各本部長に充てるなど、構成自治体が権限と責任を分担することにより、迅速に事務を処理するしくみを導入することを検討する。

(3) 設立当初の組織イメージ（詳細は今後検討）



6 財政

(1) 分賦金

広域連合の運営に要する経費は、構成自治体からの分賦金を充てる。

なお、分賦金の算出に当たっては、構成自治体に同額を配分する均等部分及び各自治体の参加の形態や部分参加の状況を踏まえて人口、面積、地方税の収入額、財政力、受益その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算出する。それぞれの負担割合については、所要経費を的確に算定したうえで、既存の広域連携組織の分担金の算出方法等を参考に今後検討する。

(2) その他の財源

関係団体と共同事業を行う際の事業分担金など、分賦金以外の安定的な財源の確保について検討する。

(3) 留意事項

広域連合の設立により、関西広域機構等に対して各自治体が現在負担している経費に比べて、広域連合が実施する新規事業等に伴うものを除き、経費の総額が大幅に増加することがないよう配慮する。

7 今後の手順

- 第3回分権改革推進本部会議（具体的準備を進める段階への移行を確認）
 - ↓
 - ※ 各府県・政令市において骨格案等をもとに議会と協議、住民に説明
 - ※ 市町村への意見聴取
- 第4回分権改革推進本部会議（構成自治体（案）、規約（案）の決定など）
 - ↓
- 広域連合規約及び予算（分賦金）の議決（府県・政令市議会）
 - ↓
- 総務大臣許可申請、総務大臣許可【広域連合の発足】及び広域連合長の選出
 - ↓
- 広域連合議員の選出（府県・政令市議会）
 - ↓
- 第1回広域連合議会（条例等議決）
 - ↓
 - ※ 広域計画案、事業計画等の検討
- 第2回広域連合議会（広域計画等議決）

8 既存の広域連携組織との関係

(1) 基本的な考え方

広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

(2) 関西広域機構が担う事務の整理

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務について、事業効果の検証を踏まえた整理を行った上で、広域連合の事務と重複するものや広域連合で実施した方が効果的・効率的なものについては、原則として広域連合に移管する。

なお、現行の関西広域機構については、広域連合との連携方策など、今後のあり方を検討する。

関西広域連合が担う事務の概要（フェーズ別）

第1フェーズ（設立当初）

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、早期に実現可能な広域連携事業に取り組む。

| 事務の分野 | 具体的な事務（検討中のもの） |
|-------------|---|
| 広域防災 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域防災計画」の策定 ○ 広域的な相互応援体制強化の支援 ○ 府県を越える広域的な合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 ○ 広域防災に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的分担備蓄の実施 など |
| 広域観光・文化振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域観光・文化振興計画」の策定 ○ 「関西地区地域限定通訳案内士制度」の創設、試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士」（全国）の登録、指導 ○ 関西国際空港内の観光案内所の設置・運営 ○ 広域観光・文化振興に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西全域を対象とする観光統計調査 など |
| 広域産業・科学技術振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域産業・科学技術振興計画」の策定 ○ 公設試験研究機関間のネットワーク形成を通じた情報提供、設備更新の連携、人材交流 ○ 下請取引適正化施策等の共同化 ○ 地域資源の活性化のための共同施策 ○ 企業誘致・プロモーションの補完・連携、海外拠点の設置 など |
| 広域医療連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 関西全体における広域的な救急医療連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な救急搬送体制の検討 ・ 関西におけるドクターへリの効率的な配置・運航方法 ・ 北近畿におけるドクターへリの運航 など |
| 資格試験・免許等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西資格試験・免許等実施計画」の策定 ○ 調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験等 ○ 調理師、製菓衛生師、准看護師の登録、取消等 など |

第2フェーズ（設立後3年後を目指す）

第1フェーズにおいて処理する事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や国から権限移譲を受けることを想定している事務に関する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

| | 事務の分野 | 具体的な事務（例示） |
|------------------|---------------|---|
| 第1フェーズで処理する事務の拡充 | 広域防災 | <ul style="list-style-type: none">○ 広域的分担備蓄の実施○ 府県消防学校の共同運営 |
| | 広域観光・文化振興 | <ul style="list-style-type: none">○ 観光案内表示の基準統一○ 関西全域を対象とする観光統計調査 |
| | 広域産業・科学技術振興 | <ul style="list-style-type: none">○ 公設試験研究機関の共同運営○ 国の競争的資金の確保・活用 |
| | 広域医療連携 | <ul style="list-style-type: none">○ 関西におけるドクターヘリの効率的な配置 |
| 新たに処理する事務 | 広域地球環境・自然環境保全 | <ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域地球環境・自然環境保全計画」の策定○ 府県を越えた鳥獣保護に関する計画策定及び事務の共同化○ 特定外来生物の基礎生態調査、駆除活動等 |
| | 広域交通・物流基盤整備 | <ul style="list-style-type: none">○ 「関西広域交通・物流基盤整備計画」の策定○ 大阪湾内諸港の一体的な管理運営○ 関西3空港の一体的な運営管理○ 国道の一体的な計画、整備、管理 |
| | 行政委員会事務 | <ul style="list-style-type: none">○ 行政委員会事務の共同実施 |

※ 各事務の必要性及び広域連合で実施する有効性を今後調査・検討する。

第3フェーズ

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものを除き、関西の広域課題の解決に資する事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理する。